

北海道石狩振興局告示第1002号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1項第2号に規定する小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業「なまこけた網漁業」）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和6年3月19日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業 （手繰第三種漁業「なまこけた網漁業」）	石海共第1号、第2号共同漁業権漁場区域	6月16日から12月31日まで及び1月1日から4月30日までとする。 ただし、上記漁業時期のうち、行使承認に記載された操業期間とする。	定めなし	15トン未満	ア 北海道石狩振興局管内に住所を有する者 イ 石海共第1号、第2号共同漁業権の漁業権又は組合員行使権を有する者	随時	1 許可の有効期間は、令和6年6月16日から令和7年6月15日までとする。 ただし、令和6年6月17日以降の許可にあっては、許可の日から令和7年6月15日までとする。 2 起業の認可の有効期間は、令和6年6月16日から令和6年12月15日までとする。 ただし、令和6年6月17日以降の認可にあっては、認可の日から6か月または令和7年6月15日までのいずれか早い日までとする。 3 申請書の提出先は、石狩振興局産業振興部水産課とする。 4 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付ける。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、石狩振興局長に報告しなければならない。 (2) なまこ以外のものを主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (4) 知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	石海共第3号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	ア 北海道石狩振興局管内に住所を有する者 イ 石海共第3号共同漁業権の漁業権又は組合員行使権を有する者	同上	
同上	石海共第4号共同漁業権漁場区域	同上	同上	同上	ア 北海道石狩振興局管内に住所を有する者 イ 石海共第4号共同漁業権の漁業権又は組合員行使権を有する者	同上	
同上	石狩湾新港港湾区域内海域 石狩湾新港港湾区域内海域のうち、当該港湾管理者が同意した区域	6月16日から12月31日まで及び1月1日から4月30日までとする。 ただし、上記漁業時期のうち、当該港湾管理者の同意を得た操業期間とする。	15隻以内	同上	ア 北海道石狩振興局管内に住所を有する者 イ 石狩湾新港港湾管理者の同意を得られている者	令和6年4月16日から 令和6年5月16日まで	